

薄磯区会規約

地縁団体・薄磯区会

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、薄磯区会（以下、「本会」という。）と称す。

(区 域)

第2条 本会の区域は、いわき市平薄磯全域（以下、「区域」という。）とする。

(主たる事務所)

第3条 本会の主たる事務所は代表者の自宅に置く。

第2章 目 的

(目 的)

第4条 本会は、市当局と密接なる連絡を保ち、区民相互の親睦と団結を計り、社会福祉・衛生・環境保全等の充実を以て民主的な明るい地域社会発展の建設に努めることを目的とし次の事業を行う。

- (1) 健全なる区民活動の促進
- (2) 区民相互の援助強化
- (3) 区民衛生環境の充実
- (4) 防火思想の涵養
- (5) 防犯運動の実施
- (6) 各種団体活動の助成
- (7) その他目的達成上必要と認める事項

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、区域に住所を有するすべての個人がなることができる。

- 2 本会は、その者の加入によって、その目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められ、その者の加入を拒否することが社会通念上、あるいは前項の趣旨から客観的に妥当であると認められる場合等の正当な理由なくして、区域に住所を有する個人の加入を拒むことができない。
- 3 区域に事業所若しくは事務所を置く組合若しくは法人等の団体又は区域に住所は有しないが不動産を所有する個人若しくは法人は、本会の賛助会員になることができる。

(会 費)

- 第6条 会員は、総会の議決を経て別に定める会費を納入しなければならない。
2 賛助会員は、総会の議決を経て別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会費の不返還)

- 第7条 会員が、既に納入した会費、その他の拠出金は、これを返還しない。

(入 会)

- 第8条 会員になろうとする者は、区長に届け出るものとする。
2 本会の区域に入居した個人又は団体に対しては、これらの者に本会の趣旨を説明し、
加入の案内を行うものとする。
3 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を区長に提出しなければならない。

(退 会)

- 第9条 会員は、退会しようとするときは、区長に届けなければならない。
2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
(1) 本会の区域内に住所を有しなくなったとき。
(2) 死亡、または失踪宣告を受けたとき。

第4章 役 員

(役 員)

- 第10条 本会は次の役員を置く。

(1) 区 長	1名
(2) 副 区 長	1名
(3) 総務部長	1名
(4) 土木部長	1名
(5) 会 計	1名
(6) 衛 生	1名
(7) 書 記	1名
(8) 監 事	2名
(9) 神社総代長	1名
(10) 神 社 係	5名以内

- 2 本会は、必要に応じて顧問を置くことができる。

(役員の選出)

- 第11条 本会の役員は次により選任する。

- (1) 区長、役員は本会総会において選任する。
(2) 顧問は、役員会の承認を得て、前任区長を区長が推薦し総会にて選任する。
2 監事と区長、副区長及びその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第12条 区長は、市行政嘱託員を兼ね本会を代表し会務を統括する。

2 副区長は、区長を補佐し、区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 各部長は、責任をもって担当部の業務を掌る。

4 会計は、会計事務を掌る。

5 衛生は、特に明るい街づくりを掌る。

6 書記は、庶務書記を掌る。

7 監事は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 本会の財産の状況を監査すること。

(2) 区長の会務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は会務の執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

8 顧問は、本会の重要事項につき、区長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(役員の任期)

第13条 本会の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員の再任は、最長3期6年までとする。

3 役員に欠員が生じたときには第10条により補充することができる。この場合において、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任せし又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第14条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において、会員総数の過半数以上の議決により、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行にたえられないと認められる場合

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為がある場合

(役員報酬等)

第15条 本会の役員には、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て区長が別に定める。

第5章 会議

(会議の種類)

第16条 本会の会議は、総会、役員会及び監査会とする

2 総会は通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第17条 総会は、本会の会員をもって構成される。

2 役員会は、区長、副区長、各部長及びその他の役員をもって構成する。

3 監査会は、区長、会計及び監事をもって構成する。

(機能)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項。

(2) 事業報告及び収支決算に関する事項。

(3) その他本会の運営に係る重要な事項に関する事項。

2 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会で議決した事項の執行に関する事項。

(2) 総会に付議すべき事項に関する事項。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決の上執行し、区長はこれを次の総会において報告し、承認を求めなければならない。

(通常総会)

第19条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

(臨時総会)

第20条 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認める場合

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により請求がある場合

(3) 監事が、第12条第7項第4号の規定に基づいて招集する場合

(役員会)

第21条 役員会は、毎月1回程度定例的に開催する。また、区長が必要と認めたときも開催する。

(監査会)

第22条 監査会は、当該年度の業務及び会計を監査するため開催する。

(招集)

第23条 総会及び役員会は、第20条第1項第3号の場合を除いて区長が招集する。

2 区長は、第20条による請求があったときには、その日から15日以内に臨時総会

を招集しなければならない。

3 区長は、総会又は役員会を招集する場合は、会員又は役員に対して、少なくとも開催日の5日前に、その日時、場所及び目的たる事項を書面をもって通知しなければならない。ただし、役員会については、区長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

2 役員会の議長は、区長がこれにあたる。

(定足数)

第25条 会議は、総会においては会員の過半数以上、役員会においては役員現在数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第26条 会議の議決はこの規約に定めるものほか、総会においては出席した会員の、役員会においては役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員又は役員として議決に加わる権利を有しない。

2 会員の表決権は平等であるものとし、不当な扱いをすることができない。

3 世帯単位で活動し意思決定をおこなっていることが、沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、このことが合理的であると認められる事項について、定足数及び議決について、1世帯につき会員が所属する世帯の構成員数分の1票として取り扱うことができる。この場合においても、世帯の構成員は、会員としての議決権行使することができる。

(特別の議決)

第27条 次に掲げる事項は、前2条の規定にかかわらず、会員総数の過半数以上が出席し、その3分の2以上の賛成による総会の議決を必要とする。

(1) 重要な資産の得喪及び契約に関する事項

2 やむを得ない場合は、前条3項の規定を準用することができる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前3条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席数
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 区費
- (3) 祭典費
- (4) 寄付金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第31条 資産は、区長が管理し、その方法は、区長が役員会の議決を経て別に定める。

2 不動産は処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、第27条の規定により処分又は、担保に供することができる。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本会の事業計画及び収支予算は、区長が作成し、毎会計年度前に総会の承認を得なければならない。

2 会計年度開始前に、事業計画及び収支予算における承認が得られないときには、役員会の承認を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて、収入収出することができる。

3 前項の収入収出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、市の認可を受けた日から施行する。

(旧規約の廃止)

2 本規約の施行から旧規約は廃止する。

(経過措置)

3 本会の設立初年度の会計年度は、第33条の規定にかかわらず、設立総会のあった日から平成25年3月31日までとする。

4 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 役員の任期等の規約の適用に伴う経過措置については、総会の議決を経て別に定める。

平成24年8月3日作成

薄磯区会

区長 志賀 隆一郎